

# 浜田市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

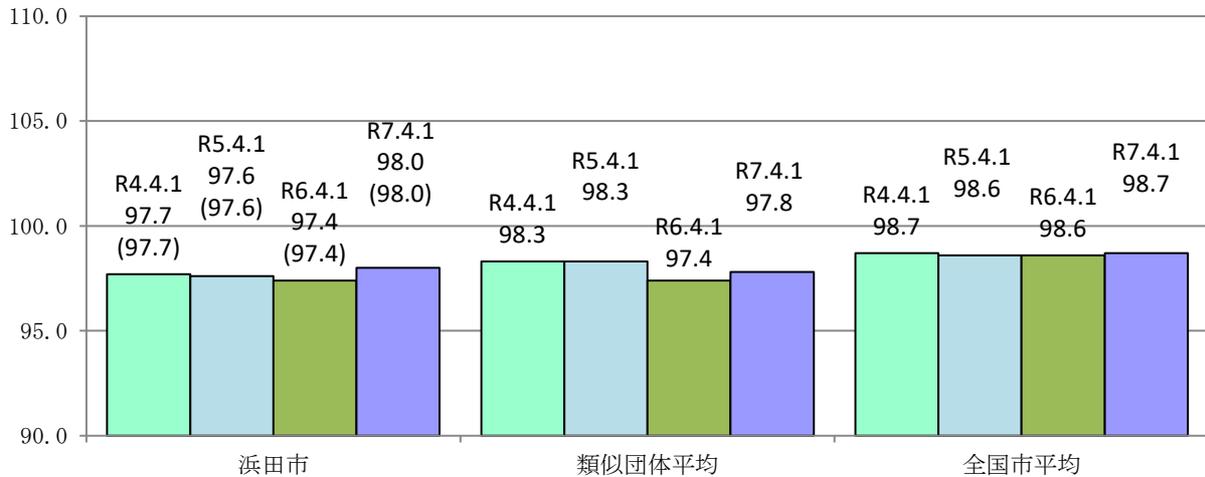
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	48,576	40,953,640	902,727	6,480,160	15.8	15.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	557	2,288,343	343,445	929,170	3,560,958	6,393	6,072

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

##### ② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び浜田市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、浜田市においては0%。

※浜田市は、施行日以前においても地域手当の支給割合は0%であり、改正はなし。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	3%
浜田市の支給割合	0%	0%	0%

##### ③ その他の見直し

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

#### (5) 特記事項

該当なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜田市	44.7 歳	338,776 円	390,756 円	364,057 円
島根県	41.9 歳	325,390 円	395,981 円	352,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜田市	58.9 歳	12 人	339,317 円	360,479 円	343,858 円
うち清掃職員	60.5 歳	3 人	340,167 円	354,400 円	345,167 円
うち用務員	58.5 歳	5 人	330,600 円	332,640 円	331,200 円
うち自動車運転手	58.3 歳	4 人	349,575 円	399,837 円	358,700 円
島根県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	53.3 歳	10 人	308,699 円	337,304 円	323,663 円

③ 教育職（小中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜田市	34.5 歳	285,675 円	315,889 円
島根県	43.2 歳	367,175 円	410,217 円
類似団体	41.5 歳	322,025 円	355,792 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		浜田市	島根県	国
一般行政職	大学卒	213,600 円	220,983 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,840 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	184,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学齢別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政職	大学卒	277,570 円	351,760 円	392,611 円	406,650 円
	高校卒	235,240 円	327,460 円	358,625 円	393,191 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	378,060 円

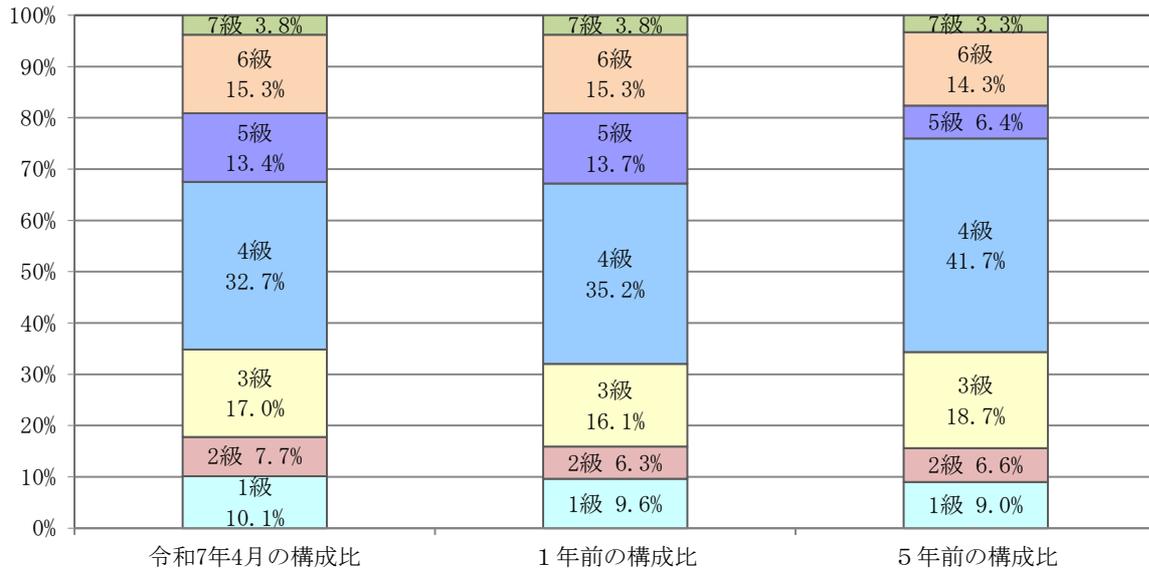
- (注) 当該階層の職員が3人以下の場合は、近似の階層を含めた平均額である。なお、近似の階層にも該当がない場合は—印で示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

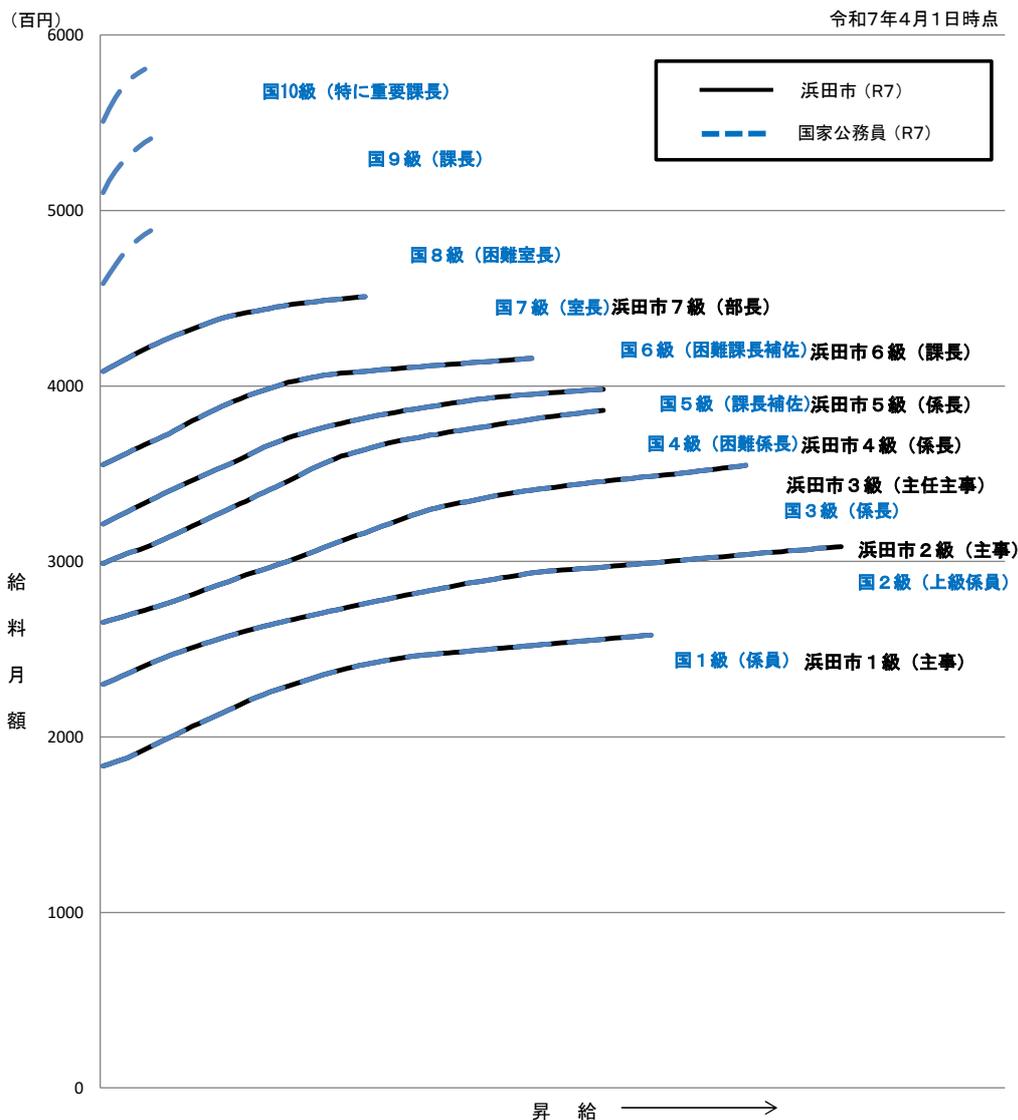
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	37人	10.1%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	28人	7.7%	230,000円	308,500円
3級	主任主事、主任技師	62人	17.0%	265,300円	354,700円
4級	係長、専門企画員、専門技術員、主任主事、主任技師	119人	32.7%	298,800円	386,100円
5級	係長、専門企画員、専門技術員	49人	13.4%	321,300円	398,200円
6級	課長、室長	56人	15.3%	355,200円	415,700円
7級	部長、支所長	14人	3.8%	408,300円	450,900円

- (注) 1 浜田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一)) (令和7年4月1日現在)



**(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）**

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤務手当**

浜田市	島根県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,594 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,618 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.25) 月分 (1.05) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤務手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

浜 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	／100		調整率	／100	
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 早期退職優遇制度（割増率15～30%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	3,777 千円 20,743 千円		—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	3,798 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	949,543 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
広島県広島市	9 %	0 人	9 %
医師	16 %	4 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	12,100 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	79,604 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	26.2 %			
手当の種類（手当数）	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
強制執行手当	強制執行を行った職員	強制執行	2 千円	1件当たり500円
防疫作業等 従事手当	防疫作業等に従事した 職員	防疫作業等	2,524 千円	1日につき500円 新型コロナウイルス感染症の 患者等の対応業務は1日につき 3,000円（患者等に直接又は長 時間接触する業務は4,000円）
火葬場業務従事 手当	死体の火葬に従事した 職員	火葬	— 千円	1体につき3,500円
死体処理手当	死体の処理に従事した 職員	死体処理	— 千円	行旅死亡人1回3,000円 その他1回1,500円
犬・猫等死体 処理手当	犬・猫等の死体収集作 業に従事した職員	犬・猫等死体収集	20 千円	1体につき200円
危険物取扱手当	法令等の定める資格を 有する職員	その資格を有しなけれ ば従事することができ ない業務に従事した場 合	32 千円	1回につき70円
危険作業従事手当	ごみ処理施設又はし尿 処理施設に勤務する職 員	危険作業に従事した場 合	6 千円	1日につき300円
消防出勤手当	消防職員	火災、救急及び救助業 務等災害に出動したと き	2,752 千円	1回につき200円 救急救命士は1回100円を加算
医師手当	医師	診療所での勤務	6,670 千円	正規の勤務時間内の業務は1日 につき6,000円（弥栄診療所は 7,000円） 正規の勤務時間外の診療は1日 につき7,500円
放射線取扱手当	診療所に勤務する職員 (医師を除く。)	放射線業務に従事する とき	78 千円	1日につき230円
災害応急作業等従 事手当	災害応急作業等に従事 した職員	災害発生時に巡回監 視、応急作業、遭難救 助などに従事するとき	16 千円	巡回監視710円 応急作業1,080円 遭難救助840円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	124,922 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	236 千円
支給実績（令和5年度決算）	124,922 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	228 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 主管課長級 54,000円 課長級 41,600円 診療所の所長 51,400円	異なる	俸給の特別調整額（46,300円～139,300円）	50,934 千円	572,295 円
初任給調整手当	医療職に限り415,600円の範囲内	同じ		18,635 千円	4,658,675 円
扶養手当	(1) 配偶者 3,000円 (2) 子 11,500円 (3) 父母等 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		74,791 千円	246,022 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額 23,000円超（支給限度額27,000円） (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	異なる	手当額の上限及び支給対象となる家賃の下限	34,841 千円	278,726 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	異なる	交通用具の使用距離区分	42,702 千円	87,739 円
単身赴任手当	異動又は公署の移転の直前の住居から異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められ、単身で生活している者 30,000円/月 ※ 100km以上は距離に応じた加算有り	同じ		0 千円	0 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対し支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給料額の算出方法	16,245 千円	154,710 円
宿日直手当	宿日直勤務 1回につき 4,400円 (5時間未満の場合は1/2) ※医療職 1回につき21,000円 (5時間未満の場合は1/2)	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級 6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円	異なる	支給区分及び支給額	299 千円	7,119 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		— 千円	— 円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置実施のため国又は他の公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		— 千円	— 円
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長 副 市 長	860,000 円 710,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
報酬	議 長	450,000 円	580,000 円 / 332,000 円	
	副 議 長	380,000 円	510,000 円 / 295,000 円	
	議 員	350,000 円	480,000 円 / 270,000 円	
期末手当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合)		3.45 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合)		3.45 月分
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	在職期間1年につき給料月額×450/100	1,548.0 万円	任期毎に支給
	備 考	在職期間1年につき給料月額×270/100	766.8 万円	任期毎に支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

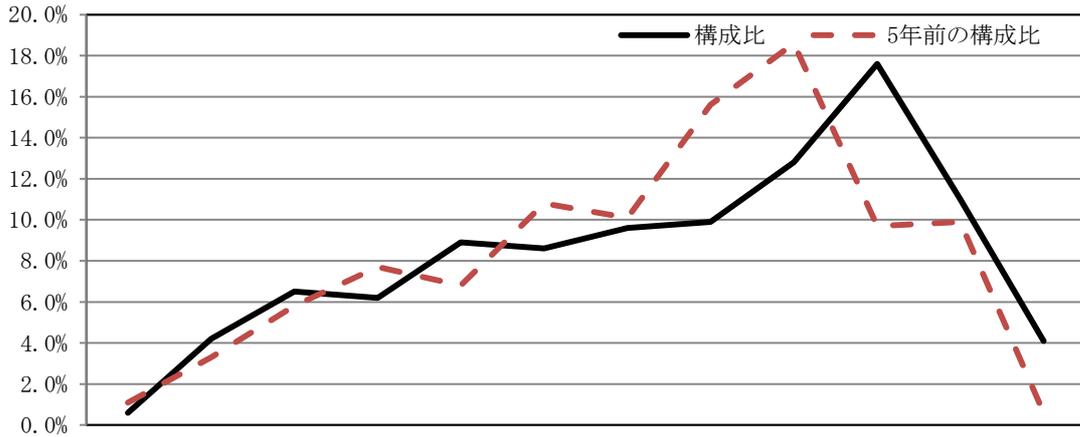
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		(令和6年)	(令和7年)			
普通会計部門	一般会計部門	議 会	6	6	0	
		総務・企画	131	129	▲2	減員、事務の統廃合縮小
		税 務	31	33	2	業務量の増加
		民 生	63	62	▲1	事務の統廃合縮小
		衛 生	39	42	3	欠員復元、業務量の増加
		労 働	2	2	0	
		農林水産	38	38	0	
		商 工	24	28	4	欠員、減員
		土 木	47	47	0	
	小 計	381	387	6	<参考> 人口1万当たり職員数 79.67 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.22 人)	
	教育部門	48	47	▲1	欠員	
	消防部門	125	123	▲2	欠員	
	小 計	554	557	3	<参考> 人口1万当たり職員数 114.67 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 93.64 人)	
公営企業等 会計部門	病 院	9	11	2	業務量の増加	
	水 道	21	21	0		
	下水道	10	9	▲1	減員	
	その他	19	19	0		
	小 計	59	60	1		
合 計		613 [ 695 ]	617 [ 695 ]	4 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 127.02 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	26人	40人	38人	55人	53人	59人	61人	79人	109人	68人	25人	617人

(注) 5年前の構成比は、令和2年4月1日現在の構成比です。

(3) 職員数の推移

部門	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 率	
	一般行政	職員数	402	398	384	385	381	387	
	増減	—	▲4	▲14	1	▲4	6	▲15	▲3.7%
教育	職員数	50	46	43	45	48	47		
	増減	—	▲4	▲3	2	3	▲1	▲3	▲6.0%
消防	職員数	124	123	122	123	125	123		
	増減	—	▲1	▲1	1	2	▲2	▲1	▲0.8%
普通会計計	職員数	576	567	549	553	554	557		
	増減	—	▲9	▲18	4	1	3	▲19	▲3.3%
公営企業等会計計	職員数	60	60	59	60	59	60		
	増減	—	0	▲1	1	▲1	1	0	0.0%
総合計	職員数	636	627	608	613	613	617		
	増減	—	▲9	▲19	5	0	4	▲19	▲3.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損失又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 1,673,906	千円 71,098	千円 145,430	% 8.7	% 8.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 29,678 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当 り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 22	千円 87,246	千円 14,076	千円 34,521	千円 135,843	千円 6,175	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	46.4 歳	349,452 円	545,051 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

浜 田 市		浜 田 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,500 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,594 千円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

浜 田 市			浜 田 市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 早期退職優遇制度（割増率15～30%）		その他の加算措置	早期退職優遇措置45歳～ 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 早期退職優遇制度（割増率15～30%）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,777 千円	20,743 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者数が少ないため公表しない。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

※ 在勤地域に対する地域手当に関しては、該当なし。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		30 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		2,691 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		50.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険物取扱手当	水道技術職（水源係）	危険物の取扱業務に従事したとき	0 千円	1日につき 70円
緊急出動手当	一般行政職 水道技術職（工務係、 水源係、計画係）	突発的な事故等に対応するため、時間外又は休日に勤務を命ぜられ当該業務に従事したとき	30 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	6,486 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	341 千円
支給実績（令和5年度決算）	5,229 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	291 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 主管課長級 54,000円 課長級 41,600円	同じ		1,944 千円	648,000 円
扶養手当	(1) 配偶者 3,000円 (2) 子 11,500円 (3) 父母等 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		2,976 千円	270,545 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃－12,000円 家賃月額 23,000円超 （支給限度額27,000円） （家賃－23,000円）×1/2 +11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		1,629 千円	271,574 円

通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	同じ		1,011 千円	72,200 円
管理職員 特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の 必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級 6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に 勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円	同じ		16 千円	5,333 円

## (2) 工業用水道事業

工業用水道事業については、該当する職員数が少ないため公表なし。  
制度等は、上水道事業職員と同様。

## (3) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損失又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	889,131	4,420	49,824	5.6	-

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 - 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当 り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6年度	10	39,049	6,894	14,715	60,658	6,066	6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浜田市	41.2 歳	351,289 円	533,961 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浜 田 市	浜 田 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,555 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,594 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

浜 田 市	浜 田 市 (一般行政職)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 早期退職優遇措置45歳~ 定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%) 早期退職優遇制度 (割増率15~30%)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 早期退職優遇措置45歳~ 定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%) 早期退職優遇制度 (割増率15~30%)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 3,777 千円 20,743 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者数が少ないため公表しない。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

※ 在勤地域に対する地域手当に関しては、該当なし。

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

※ 特殊勤務手当に関しては、該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	1,927 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	214 千円
支給実績 (令和5年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	- 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	課長級以上の職員に支給 部長級 66,400円 主管課長級 54,000円 課長級 41,600円	同じ		499 千円	499,200 円
扶養手当	(1) 配偶者 3,000円 (2) 子 11,500円 (3) 父母等 6,500円 ※ 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後最初の年度から満22歳に達する年度末まで 1人につき5,000円を加算	同じ		1,256 千円	314,000 円
住居手当	(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃月額 23,000円以下 家賃-12,000円 家賃月額 23,000円超 (支給限度額27,000円) (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 (2) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)の算出額×1/2 (100円未満の端数切捨て)	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	片道2km以上の職員に支給 (1) 交通用具使用者 通勤手当一覧表に定める額 1,400円～29,500円/月 (2) 公共交通機関使用者 定期券又は回数乗車券当の価額 最高支給限度額 55,000円/月	同じ		210 千円	42,000 円
管理職員 特別勤務手当	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円 ※実働時間が6時間を超える場合 部長・主管課長級 9,000円 課長級 6,000円 平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 部長・主管課長級 6,000円 課長級 4,000円	同じ		4 千円	4,000 円